

納税環境の整備について (電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し)

令和 6 年 1 2 月 1 6 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

納税環境の整備（電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し）

現行制度の概要

- 輸入者は、電子取引（貨物の取引に関する請求書等の授受をメール等により行う取引）を行った場合には、一定の要件（電磁的記録の検索機能の確保等の要件）に従って、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）を保存する必要。
- 電子取引データは複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑み、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為につき重加算税が賦課される場合には、不正を抑止する観点から、**重加算税を10%加重**。※過少申告35%⇒45%、無申告40%⇒50%

改正の必要性

- 近年、請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通。
- 内国税においては、こうしたシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存された電子取引データは、その利用が納税者の事務負担の軽減等につながるだけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められることから、当該電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の加重の適用対象から除外することを検討。
- 関税においても、内国税と同様に、電子取引データが、保存及び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存される場合には、重加算税の加重の適用対象から除外することが適当。

【適用イメージ】



改正の方向性

内国税の改正の状況を踏まえ、電子取引データが、保存及び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存される場合には、重加算税の加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の一定の要件（見直し案）

- ① 事前届出
- ② 改ざん防止の確保
- ③ 記帳の適正性確保
- ④ 電子帳簿との相互関連性確保